

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例 (公益社団法人配合飼料供給安定機構)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税) (法人住民税、法人事業税：義) (地方税)
		② 上記以外の税目	—
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「配合飼料供給安定機構」という）は、飼料穀物の国際相場の高騰等による配合飼料価格の短期的かつ急激な変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、国と配合飼料メーカーの拠出により異常補填基金を造成し、民間の自主的な積立による通常補填基金による補填では対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上がりの際に異常補填基金からの補填を実施している。</p> <p>本措置は、配合飼料メーカーが、配合飼料供給安定機構に対し、異常補填積立金を納付した場合に、当該積立金の額について全額を必要経費又は損金の額に算入することを可能とするものである。</p> <p>《関係条項》</p> <p>・租税特別措置法 第66条の11第1項第5号 旧第68条の95（令和4年3月31日まで） ：令和2年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止（令和4年4月1日施行）</p>
4	担当部局		農林水産省 畜産局 飼料課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和4年6月～8月 分析対象期間：平成29年度～令和3年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和50年度
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>令和2年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、生産努力目標として令和12年度に国内生乳生産量を780万トン、国内肉類生産量を302万トン（牛肉・豚肉は部分肉ベース、鶏肉は骨付き肉ベース）とすることを掲げている。</p>

《政策目的の根拠》

「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）  
（抄）

第2 食料自給率の目標

（5）食料自給率

① 食料消費の見通し及び生産努力目標

（4）で掲げた事項について、～（中略）～令和12年度における生産努力目標を主要品目ごとに示すこととする。

令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標は、第1表に整理したとおりである。政策の実施に当たっては、こうした食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していく。

（以下略）

（第1表）令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標

	生産努力目標 (万トン)	
	平成30年度	令和12年度
畜産物	-	-
生乳	728	780
牛肉	33	40
豚肉	90	92
鶏肉	160	170

② 政策体系における政策目的の位置付け

[大目標]

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

[中目標]

農業の持続的な発展

[政策分野]

⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③ 達成目標及びその実現による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

畜産経営の安定を図り、ひいては「食料・農業・農村基本計画」における生産努力目標を達成すること

【国内の生乳及び肉類生産量の目標】

単位：万トン

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 12年度
生乳	-	747	748	737	741	780
牛肉	< 52>	< 52>	< 52>	34	35	40
豚肉	<131>	<131>	<131>	90	91	92
鶏肉	146	146	146	162	163	170

※ 牛肉及び豚肉について、平成29年度～令和元年度は枝肉換算（< >書き）、令和2年度以降は部分肉ベースでの重量。

※ 平成29年度～令和元年度の目標値は、前の食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）に即したものである。令和2年度以降の目標値は現行の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に即したものである。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  
畜産物の生産努力目標を達成するためには、生産コストの3～6割を占める飼料費の安定を図ることにより、畜産経営を安定させることが必要である。

他方、幅広く使用される配合飼料は、原料の大半を海外からの輸入に依存しており、国際穀物相場、為替等の影響により価格が大きく変動する。この影響を緩和するため、民間（生産者と配合飼料メーカー）の自主的な積立による通常補填基金と、異常な価格高騰時に通常補填を補完する異常補填基金の二段階の仕組みにより、生産者に対して配合飼料の価格差補填を実施している。

本措置は、異常補填基金の財源を円滑に造成し、生産者に対し補填を適切に実施することにより、畜産経営の安定を図り、「食料・農業・農村基本計画」における生産努力目標の達成に寄与することを目的としている。

9

有効性等

① 適用数

【適用数】

単位：件

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
法人数	32	0	0	0	

※ 公益社団法人配合飼料供給安定機構への聞き取り結果。

※ 適用数は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、他の基金の適用件数を含むものであることから適さないため、上記の公益社団法人配合飼料供給安定機構への聞き取り結果を採用。

平成29年度の異常補填積立金の積立の実施により基金財源が約720億円に達し、過去の補填実績を踏まえ適切な保有水準となったと判断したことから、その後令和2年度まで異常補填積立金の積立を行っておらず、平成30年度以降の適用件数はない。

令和3年度には、多額の異常補填の発動が相次いだことから基金財源が減少し、異常補填基金に230億円の国費を積み立てている。配合飼料メーカーからの異常補填積立金は、令和4年度以降5年かけて行われる予定であり、適用数は令和4年度で29件と見込まれる。

② 適用額

【適用額】

単位：百万円

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
法人税	5,000	-	-	-	-
法人住民税	5,000	-	-	-	-
法人事業税	5,000	-	-	-	-

※ 公益社団法人配合飼料供給安定機構への聞き取り結果。

※ 適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、他の基金の適用額を含むものであることから適さないため、上記の公益社団法人配合飼料供給安定機構への聞き取り結果を採用。

平成29年度の異常補填積立金の積立の実施により基金財源が約720億円に達し、過去の補填実績を踏まえ適切な保有水準となったと判断したことから、その後令和2年度まで異常補填積立金の積立を行っておらず、平成30年度以降の適用額はない。

令和3年度には、多額の異常補填の発動が相次いだことから基金財源が減少し、異常補填基金に230億円の国費を積み立てている。配合飼料メーカーからの異常補填積立金は、令和4年度以降5年かけて行われる予定であり、適用額は令和4年度で約1,214百万円を予定。

③ 減収額

【減収額】

単位：百万円

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
法人税	1,170	-	-	-	-
法人住民税	151.9	-	-	-	-
法人事業税	151.8	-	-	-	-
計	1,473.7	-	-	-	-

※ 減収額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）の値から算出するのは、他の基金の減収額を含むことから適さないため、農林水産省畜産局飼料課において、公益社団法人配合飼料供給安定機構から聞き取った適用額から算出。

平成 29 年度の異常補填積立金の積立の実施により基金財源が約 720 億円に達し、過去の補填実績を踏まえ適切な保有水準となったと判断したことから、その後令和 2 年度まで異常補填積立金の積立を行っておらず、平成 30 年度以降の減収額は無い。

【減収見込み積算】

[法人税]

平成 29 年度

適用額	×	基本税率	=	減収額
5,000 百万円	×	23.4%	=	1,170 百万円

[法人住民税]

平成 29 年度

法人住民税	=	法人税割 (ア)	+	均等割 (イ)
151.9 百万円	=	150.9 百万円	+	1.0 百万円

ア 法人税割 (32 件平均)

法人税額	×	標準税率	=	法人税割
1,170 百万円	×	12.9%	=	150.9 百万円

各法人の所在地の法人税割率を適用。

イ 均等割 (32 件※平均)

1.0 百万円

以下の条件において、各法人の所在地の均等割率を適用。

※ 資本金 10 百万円～100 百万円未満	50 人超	12 件
資本金 10 百万円～100 百万円未満	50 人超	10 件
資本金 100 百万円～1,000 百万円未満	50 人超	4 件
資本金 5,000 百万円～	50 人超	6 件

[法人事業税] (32 件※平均)

平成 29 年度

	所得	×	法人事業税率	=	法人事業税
年 400 万円以下 の所得 :	128 百万円 (4 百万円 × 32 事業者)	×	1.536%	=	2.0 百万円
年 400 万円超～ 年 800 万円以下 の所得 :	128 百万円 (4 百万円 × 32 事業者)	×	2.417%	=	3.1 百万円
年 800 万円超 の所得 :	4,744 百万円 (5,000 百万円 - 256 百万円)	×	3.093%	=	146.7 百万円

法人事業税率は、各法人の所在地及び外形標準課税の適用の有無を勘案して法人事業税率を適用し、平均したもの。(総務省自治税務局平成 29 年度法人住民税・法人事業税税率一覧表)

小計 : 2.0 百万円 + 3.1 百万円 + 146.7 百万円 = 151.8 百万円

## ④ 効果

## 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

## 〔政策目的の達成状況〕

## 【国内の生乳及び肉類生産量の実績】

単位：万トン、%

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
生乳	目標	-	747	748	737	741
	実績	-	728	736	743	765
	達成率	-	97.5	98.4	99.2	103.2
牛肉	目標	< 52>	< 52>	< 52>	34	35
	実績	< 47>	< 48>	< 47>	34	34
	達成率	90.4	92.3	90.4	100.0	97.1
豚肉	目標	<131>	<131>	<131>	90	91
	実績	<127>	<128>	<129>	92	92
	達成率	96.9	97.7	98.5	102.2	102.2
鶏肉	目標	146	146	146	162	163
	実績	157	158	166	165	169
	達成率	107.5	108.2	113.7	101.9	103.7

※ 牛肉及び豚肉について、平成29年度～令和元年度は枝肉換算（<>書き）、令和2年度以降は部分肉ベースでの重量。

※ 生乳は「牛乳乳製品統計」（農林水産省統計部）より。

※ 牛肉及び豚肉は「食肉流通統計」（農林水産省統計部）より。

※ 鶏肉は「食肉の需給動向」（独立行政法人農畜産業振興機構）より。

※ 平成29年度～令和元年度の目標値は、前の食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）に即したものの。

令和2年度以降の目標値は現行の食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に即したものとなる。

平成29年度において、肉類生産量は331万トンと、数量目標に対して101%となっている。

平成30年度において、生乳生産量は728万トン、肉類生産量は334万トンと、数量目標に対してそれぞれ98%、102%となっている。

令和元年度において、生乳生産量は736万トン、肉類生産量は342万トンと、数量目標に対してそれぞれ98%、104%となっている。

令和2年度において、生乳生産量は743万トン、肉類生産量は292万トンと、数量目標に対してそれぞれ99%、102%となっている。

令和3年度において、生乳生産量は765万トン、肉類生産量は295万トンと、数量目標に対してそれぞれ103%、102%となっている。

		<p>平成 29 年度の異常補填積立金の積立の実施により基金財源が約 720 億円に達し、過去の補填実績を踏まえ適切な保有水準となったと判断したことから、その後令和 2 年度まで異常補填積立金の積立を行っておらず、平成 30 年度以降の適用額はない。</p> <p>なお、令和 2 年度以降、穀物価格の上昇等により配合飼料価格が上昇しており、令和 3 年度の配合飼料の平均価格は 1 トン当たり 80,485 円と、対前年比で配合飼料 1 トン当たり約 13,000 円（+19%）上昇している。</p> <p>これに対し、令和 3 年度には異常補填基金に 230 億円の国費を積み立てるとともに、異常補填と通常補填を合わせ、年間を平均して配合飼料 1 トン当たり約 9,000 円を交付することで、生産者の実負担での価格上昇を +6% 程度に下げている。これにより畜産経営の安定を図り、「食料・農業・農村基本計画」における生産努力目標の達成に寄与している。</p> <p>[達成目標の実現状況]</p> <p>平成 29 年度において、肉類生産量は 331 万トンと、数量目標に対して 101%となっている。</p> <p>平成 30 年度において、生乳生産量は 728 万トン、肉類生産量は 334 万トンと、数量目標に対してそれぞれ 98%、102%となっている。</p> <p>令和元年度において、生乳生産量は 736 万トン、肉類生産量は 342 万トンと、数量目標に対してそれぞれ 98%、104%となっている。</p> <p>令和 2 年度において、生乳生産量は 743 万トン、肉類生産量は 292 万トンと、数量目標に対してそれぞれ 99%、102%となっている。</p> <p>令和 3 年度において、生乳生産量は 765 万トン、肉類生産量は 295 万トンと、数量目標に対してそれぞれ 103%、102%となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置により、配合飼料メーカーは異常補填積立金の拠出に伴う負担を軽減できることから、異常補填基金の財源を円滑に造成することが可能となり、生産者に対し価格差補填を適切に実施することが可能となる。</p> <p>令和 2 年度以降、穀物価格の上昇等により配合飼料価格が上昇しており、令和 3 年度の配合飼料の平均価格は 1 トン当たり 80,485 円と、対前年比で配合飼料 1 トン当たり約 13,000 円（+19%）上昇しているが、本措置により財源を造成した異常補填と通常補填を合わせ、年間を平均して配合飼料 1 トン当たり約 9,000 円を交付することで、生産者の実負担での価格上昇を +6% 程度に下げている。これにより、配合飼料価格が急騰する局面においても畜産経営の安定が図られる。</p>
	<p>⑤ 税込減を是認する理由等</p>	<p>異常補填基金に対して配合飼料メーカーが積立金を拠出する行為は、畜産経営の安定を図り、畜産の健全な発展と国民への畜産物の安定供給に寄与するという公益目的のための負担行為である。負担行為が引き続き継続されるためにも、拠出者に対して負担の軽減を図ることは重要である。</p>

飼料製造業は営業利益率が低い業種であるが、その中で積立金を捻出しており、経済産業省の企業活動基本調査では飼料・有機質肥料製造業は営業利益率が1～2%程度、通常補填基金の積立を行わなかった令和2年度であっても、総合計、食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業と比較して、低い数値となっている。

【各業種の営業利益率】

単位：%

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
総合計	4.2	3.9	3.4	3.3
食料品製造業	3.7	3.4	3.4	3.4
畜産食品製造業	3.4	3.0	2.9	3.6
水産食品製造業	1.9	1.9	2.0	2.0
精穀・製粉業	2.9	3.3	2.8	2.4
その他の食品産業	4.0	3.7	3.8	3.6
飲料・たばこ・飼料製造業	7.4	7.3	5.7	4.8
清涼飲料・酒類・茶・たばこ製造業	8.6	8.4	6.7	5.3
飼料・有機質肥料製造業	2.0	2.1	2.3	2.7

資料：経済産業省「企業活動基本調査」確報から試算（営業利益／売上高×100）

特例措置が無い場合は、営業利益をさらに減少させ、配合飼料メーカーの経営を圧迫することとなり、配合飼料価格への負担の転嫁や経営の破綻等により基金の存続が危ぶまれる事態となるおそれがある。

また、分析対象期間における減収額は1,473.7百万円であるが、配合飼料メーカーが負担金を損金算入できることにより、異常補填基金の造成が円滑に行われた結果、配合飼料メーカーの積立による基金造成額5,000百万円が畜産経営の安定のための補填に使用されることとなり、減収額を上回る効果が発生している。

なお、令和3年度においては、異常補填基金にこれまで造成された額等から95,880百万円が交付されている。

10 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

負担を軽減すべき者に対して支援を行うには迅速に機能する税制が有効。

異常補填基金の補填の発動間隔は、5年以上となることが多いため、必要となる積立についても5年以上間隔が空く可能性がある。そのため、所得税法及び法人税法に設けられた基金に関する税制の特例（5年以下に使用されるものに限る）ではなく、5年を超えて使用される基金を対象とした本措置を適用することが適当である。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

通常補填基金は、民間の自主的な積立により、平時より起こりうる価格上昇に対して価格差補填を行う基金である。一方、異常補填基金は、通常補填基金からの補填では対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上がり際に際して、国と配合飼料メーカーが1：1



			で拠出した基金から補填を実施することで、通常補填基金を補完するものである。 本措置に類似する支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 5 月～ 8 月